

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目

次

◆電気規程 企業職員の職務の等級に分類される職に

関する規則

## 鳥取県電気事業管理規程第四号

企業職員の職務の等級に分類される職に関する規則

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十四号)第三条第二項の規定に基づき、企業職員の給料表に定める職務の等級に分類される職は、別表のとおりとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、別表中本局の電気係長及び土木係長の規定については昭和三十五年十月一日から、発電所の運転係長の規定については昭和三十六年一月一日から適用する。

昭和三十六年六月三十日

鳥取県知事 石破二朗

別表

行政職給料表等級別区分表

組 織 名 職 名	電 氣 局 局	一 等 級	二 等 級	三 等 級	四 等 級	五 等 級	六 等 級	等 級
		發 電 所	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名
(運 輸 部 係 長)	土木係長	電氣係長	電氣係長	電氣係長	電氣係長	電氣係員、 事務吏員をもつ てある職	事務吏員、 主事補、 他に属さない 職級	主事 及び他 の等級
(除 除 長)	（除 除 長）	（除 除 長）	（除 除 長）	（除 除 長）	（除 除 長）	（除 除 長）	（除 除 長）	（除 除 長）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷 所 鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価〕一部月額一二〇円(配送料共)